

令和3年（う）第237号 死体遺棄被告事件

被告人 レー ティ トゥイ リン

控訴趣意書口頭要約書

令和3年11月12日

福岡高等裁判所 第2刑事部 御 中

主任弁護人 石 黒 大 貴

第1 はじめに

弁護人らの控訴の理由は、令和3年10月6日付控訴趣意書記載の通りであるが、同書面において特に重要な箇所の要旨を口頭で陳述する。

第2 刑法190条の解釈が正面から問われていること（控訴趣意第1、第2、第3、第4）

本控訴審においては、死体遺棄罪の解釈が正面から問われている。

原判決は、被告人の行為を、死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬の準備ではないから、国民の一般的な宗教的感情を害することが明らかであるとして死体遺棄罪の遺棄にあたりと判断する。

第一に、国際化のみならず、日本人の宗教的感情が多様な現代の社会において、本罪の保護法益をあえて「国民」の一般的な宗教的感情と限定する根拠はないものであり、日本社会の在留外国人を含む構成員の宗教的感情と解すべきである。

本罪の遺棄とはこの保護法益を害するような態様で行われた死体の放棄・隠匿であることを前提として、原判決は、内容不明確、将来不確実の「私的埋葬」なるも

のを観念し、被告人の行為は、その準備であるから宗教的感情を害すると判示する。この判断は、客観的には中立的な行為であっても、その後の行為計画如何によっては犯罪の成立を認める予備罪の実質的認定であり、新たな犯罪が判決によって創設されたに等しい。

このように、原判決は、被告人の行為そのものが客観的に遺棄にあたるのかについて何ら論証を行っていないのである。

また、原判決は、犯罪事実として「被告人がその頃出産したえい児2名の死体を段ボールに入れた上、自室に置き続け、もって死体を遺棄した」と認定し、「自室に置き続け」という不作為形態を認定する。しかし、宗教的感情への適合を趣旨とする墓埋法により火葬埋葬が禁止されている24時間以内の本件不作為が、葬祭義務という作為義務に違反したということを原判決は、論証していない。すなわち、被告人が遺体と一晚過ごしたことが作為による遺棄と同価値であることへの検討がなされていないに等しい。

被告人の行為は、将来的な埋葬の意思のもと、「えい児を愛おしむ気持ちがあったこと」「ていねいに段ボールに入れた」と原判決が自ら認めるとおり、遺体を冷遇放置したというものではない。被告人の行為は、手元の限られた品を使用した遺体の入棺と安置と評価できるのであって、本罪の保護法益を何ら侵害するものではない。

被告人のこの行為を死体遺棄であると断罪するのであれば、赤ちゃんの遺体は布団の上に転がったままであったのであり、被告人は限られた物資とぎりぎりの体力的精神的疲弊の中で、死産当日にできる最大限のことをしたと評価されなければならない。

死産当日に被告人が精一杯とった行為、そしてその場から立ち去ることは決してなく、たった一晚わが子と同じ部屋で過ごした行為が、原判決のいう国民の宗教的感情を害するといえるものではない。

第3 死産当日の被告人の認識（控訴趣意第2、第5、第7、第8、第9）

被告人は、死産当日の自身の心理状態について、「その時は大変動揺していて、自分の体に起こった出来事に対して頭真っ白になって、そのうち元気になって落ちてきてきたら、何かきちんとやろうとは思いました。ただ具体的に何をするかは、そこまでは考えていませんでした」と述べる。たしかに、被告人の故郷ベトナムにおいては、墓地のみならず野原や庭へ土葬することが一般的な地域も多いが、そもそもここで重要なのは、被告人が原判決のいう「私的な埋葬」をどこまで意図していたのかという点である。埋葬の具体的方法・内容が明らかでなく、行為計画そのものも観念できないとともに、わずか2年ほどしか日本で生活していなかった被告人が、わが国における埋葬に関する知識がなければどんなに丁寧な安置を行なっても死体遺棄の故意があるというのは極めて理不尽な要求である。身内の死に日本人ですら戸惑うことであろう。

また、日本人含め、死産した事実を自ら公にすることははばかれることは経験則上明らかであろう。技能実習生にとって妊娠が判明すれば実習をやめさせられるという事情を伴った孤立出産の状況下において、勤め先の社長といった周囲に妊娠や死産を言えないということは非難されるべきものではなく、周囲への相談をしなかったことや死産当日に死産した事実を告白しなかったことが、死体を隠すということにならないのは論理必然である。

被告人の認識は、目の前で冷たくなっているわが子をそのまま転がしておくわけにはいかないという決意と体力が回復したのちには弔いたいという母としての愛情そのものであり、被告人が行った客観的行為そのものに対する認識を以って、故意責任は判断されるべきであって、本件では被告人の故意責任及び責任を認めることはできない。

第4 さいごに

令和2年11月15日の死産当日は、被告人にとって疲弊と混乱の混じった状況

であった。死体遺棄罪が葬祭義務の履行として一体何を要求し、疲弊した被告人にどこまでの義務を課していたのかという点も、今後の孤立出産の中で死産となった母親の刑事責任を問うことの是非に大きく影響する。

孤立出産も、死産も犯罪ではない。被告人の死産当日にとられた行為が、果たして死者に対する追悼・敬虔の感情を害する行為でないことを以って、原判決の破棄及び無罪判決を求める次第である。

以 上